

令和 7 年度事業計画

社会福祉法人上里町社会福祉協議会

令和7年度社会福祉法人上里町社会福祉協議会事業計画

第1 基本方針

昨今、社会構造の変化や支援ニーズの複雑化・複合化など、従来型の社会保障だけでは対応できない困難なケースが増えており、これまでの制度や、分野の壁を越えていくことが求められています。

特に、生活困窮者や社会的孤立への支援については、喫緊の課題です。物価高騰の影響が日常生活に密接な電気・ガス・水道などの公共料金、食料品等にまで及んでおり、多くの方が支援を必要とする状況となっています。経済的な困りごとをはじめ、孤立・孤独、引きこもり等、複雑になった地域課題に対し、行政や関係機関、区長、民生・児童委員、地域のボランティア等と連携・協働し、再び困難な状況に陥らないよう支援に取り組んでいきます。

また、地域の社会福祉法人との連携による公益的な取り組みや、福祉分野に限定しない多様な主体の参画を促し、新たな連携・協働の支援体制も構築していきます。

毎年のように全国各地で頻発し、甚大な被害をもたらす自然災害への対応力強化も求められているため、大規模災害を想定した訓練や、災害ボランティア育成のための講座等を引き続き開催し、万が一に備えます。

様々な課題に対応するために、「第2期上里町地域福祉活動計画（令和5年度～令和9年度）」の進行管理を行い、評価・検証をしながら、社会の変化に伴う地域課題と向き合い、町民の皆さまに寄り添った地域福祉活動の展開を図ります。

第2 重点項目

1 相談・援助活動及び権利擁護の推進

町や各種支援機関と連携し、伴走型支援の機能強化を図ります。

複合・複雑化する支援ニーズや制度の狭間にある諸問題に対応するため、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターが調整役となり、介護、障害、子ども、生活困窮等の分野を問わない包括的相談支援を推進します。

2 誰もが「お互い様」の気持ちで支え合う地域づくりの推進

一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域課題を把握し、関係機関等と連携しながら、地域住民の参加を主体とした支え合いの地域づくりを積極的に推進します。また、福祉活動が地域における多世代の交流や多様な活躍の場となるように、各種事業に取り組んでいきます。

3 ボランティアセンターの機能強化

子どもたちに福祉の「種」を芽生えさせる福祉教育や小・中学生を対象にしたボランティアスクールや各種福祉講座等を開催し、住民同士が支え合う福祉の心が育まれる取り組みに注力していきます。

また、『上里町地域防災計画』において、災害ボランティアセンターを担う組織として位置づけられており、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練を通して、災害時の対応を想定した体制整備を図るとともに、災害ボランティアの育成に努めます。

4 安心・安全な介護保険事業等の提供

居宅介護支援、訪問介護の事業所では、利用者の健康と安全を守り、暮らしを支える介護専門職として、安心して利用できるサービスの提供とその質の向上に努めます。

また、令和6年度の介護報酬改定の基本的な視点である、感染症や災害への対応力向上、高齢者虐待防止の推進、介護職員の処遇改善、生産性の向上を通じた働きやすい職場環境づくりにも対応していきます。

5 法人運営の機能強化

公益性と非営利性をもつ社会福祉法人として、関係法令を遵守します。また、住民参加の地域福祉を推進する社会福祉協議会として、地域住民から信頼を得られる法人運営を行います。

地域福祉事業の自主財源の確保への取組みとして令和5年度から実施している法人会員の拡大を図ります。また、職員の資質向上のための各種研修への参加や事業実施のための体制整備にも努めます。

第3 実施事業

1 会務の運営

名 称	開催回数	内 容
理 事 会	4回	業務執行上の事項等について審議、企画立案 (5月、6月、12月、3月)
評 議 員 会	3回	業務執行上の事項等について審議、議決 (6月、1月、3月)
監 査 会	1回	業務執行状況及び財産の状況についての監査 (5月)
評議員選任・ 解任委員会	1回	本会の評議員の選任及び解任 (6月)
社協支部三役会	1回	事業内容の検討、情報交換等 (7月)
歳末たすけあい募金 配分委員会	1回	歳末たすけあい募金実績額配分の検討、決定 (12月)
ふれあいサロン 代表者会議	1回	各サロン間での情報交換、情報提供等 (2月)

名 称	開催回数	内 容
虐待等防止委員会 及び身体拘束等適正 化委員会	1 回	虐待の防止及び身体拘束の適正化に関する協議 (2 月)
感染症対策委員会	2 回	感染症予防、再発防止及びまん延防止に関する 協議 (6 月、11 月)
BCP (業務継続計 画) に基づく研修 及び訓練	1 回	BCP (業務継続計画) に基づく研修及び訓練 の実施 (2 月)

2 各事業の推進

(1) 法人運営事業

ア 社協会員会費募集

区長会及び行政区役員等のご協力により、社協会員会費募集の推進を行います。(5 月)
また、社協の福祉事業の推進にご賛同、ご協力いただける法人会員の拡大に努めます。

イ 日常生活自立支援事業 (あんしんサポートねっと事業)

知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続き、日常生活上の助言、金銭管理、書類預かり等を行い、地域での自立した生活につなげる支援を実施します。

また、成年後見制度との連続性を高め、一体的に展開することにより、総合的な権利擁護体制を構築するため、関係機関と連携しながら法人後見事業の実施に向けて検討します。

ウ 福祉協力校事業

福祉教育の推進を図るため、町内の小・中学校への福祉活動に対して助成を行います。
また、福祉教育プログラムの情報提供及び開催支援を行います。
(助成金：小学校 一校 30,000 円、中学校 一校 40,000 円)

エ 彩の国あんしんセーフティネット事業

様々な原因により生活が困窮している方に対して、社会貢献活動として参画する県内の社会福祉法人の相談員及び本事業の社会貢献支援員と協働して相談支援を行い、現物給付による経済的支援を実施するなど、公的な制度では対応できない緊急的な支援を行います。

オ アスポート相談支援事業の活用

生活困窮者のあらゆる相談に応じ、相談内容ごとに自立支援計画を立てて支援を行うアスポート相談支援センターと協力・連携して、包括的な自立支援を図ります。

カ リサイクル事業への取り組みによる福祉活動

ペットボトルキャップ・使用済みインクカートリッジ・使用済み切手及び書き損じハガキの回収等、リサイクル事業とその取り組みによる寄付を通しての福祉活動を推進します。

(2) 共同募金配分金事業

ア ふれあい交流事業

ひとり暮らし高齢者、障害者等を対象に、民生委員・児童委員、ボランティア等のご協力により、世代間での交流・時間の共有ができる事業を開催します。

イ 社協支部事業

賀美支部・長幡支部・七本木支部・上里東支部・神保原支部において、それぞれの地域に根ざした、きめ細かな各種福祉事業を推進します。

ウ 広報・調査活動

ホームページ、フェイスブック、社協だよりの発行により、社協事業をはじめ、ボランティアセンター事業、介護保険事業等のPRを積極的に行います。

また、民生委員・児童委員等のご協力により、町と協働して社会調査（高齢者）兼ひとり暮らし高齢者見守り台帳の更新作業を実施します。

(3) 地域福祉活動事業

ア スマイル訪問事業

見守り活動の一環として、民生委員・児童委員のご協力により、一定の要件を満たす町内在住の70歳以上のひとり暮らし高齢者等の希望者宅へ、日用品等を持参しながら定期的な訪問を行うことで、孤独感の解消や在宅福祉の推進を図ります。

イ 紙おむつ等購入支援事業

在宅において紙おむつ等を使用している方への紙おむつ等購入に要する費用の一部を支援することで、本人や家族の費用負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続と質的向上を図ることを目的として、紙おむつ等購入支援事業を行います。（年1回）

ウ 在宅高齢者等介護用電動ベッド貸与事業

要介護高齢者・身体障害者等で、一時的に介護用ベッドが必要な町民に対して、最長6ヶ月間、無料貸与します。

エ 福祉機器等貸出サービス事業

一時的に福祉機器（車イス等）を必要とする町民及び団体に、最長6ヶ月間、無料貸し出しします。

オ ふれあいサロン設置・活動支援

高齢者等が定期的に身近な場所で気軽に集まり、交流や健康増進の場を提供する「ふれあいサロン」の運営を支援するとともに、関係機関、地域住民等に呼びかけを行い、現在休止中のサロンの再開及び新規立ち上げを推進します。

カ 子ども食堂立ち上げ支援

食事や遊びの場などを提供する子ども達の居場所づくりへの取り組みに対して、町とともに支援を行います。

キ フードバンク事業及びフードパントリー事業

行政と連携してフードドライブの窓口を常設し、地域住民や企業から寄贈していただいた食料品等を活用しながら、生活困窮者等に対して当座の生活を維持するための食料支援やフードパントリー事業を推進します。

(4) ボランティアセンター事業

ア ボランティア講座等の開催・活動促進

大人のためのボランティア講座、夏のボランティア体験プログラム、小・中学生のボランティアスクール等を開催することで、町民が気軽にボランティア活動に参加できる機会を提供し、活動の促進を図ります。

イ 災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練を実施します。
また、災害ボランティア育成のための講座を開催します。

ウ ボランティアの登録並びに善意金品等の預託と配分

個人や団体からのボランティア登録の受付、ボランティア情報や各種講座等の案内を行い、ボランティア活動を推進します。
また、個人、団体及び企業からの善意に基づく労力・金品等の預託を受け、これらを有効的に地域福祉に供するための取り次ぎ業務を行います。

(5) 相談事業

ア 心配ごと相談

毎月第三木曜日、午後1時30分から午後3時まで、上里町福祉町民センターにおいて、民生委員・児童委員により、町民の心配ごと相談を実施します。1組30分で3組までの事前予約制とします。

イ 弁護士による無料法律相談

上里町福祉町民センターにおいて、年8回の弁護士による無料法律相談を実施します。相談時間は、午後1時10分から午後3時10分まで、1組30分で4組までの事前予約制とします。

(6) 貸付事業

ア 上里町社会福祉協議会福祉資金の貸付事業

低所得世帯を対象に、臨時的な出費等により生活の維持が一時的に困難になった場合など、安定した生活が維持できるように貸付を行います。

イ 生活福祉資金の貸付事業（実施主体：埼玉県社会福祉協議会）

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、安定した生活と経済的自立を目的とした資金貸付の受付及び相談支援を行います。

(7) かみさと高齢者等支え合いサービス事業（高齢者等生活応援隊）【 町（町民福祉課）受託事業 】

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等を対象に協力会員（有償ボランティア）を派遣し、掃除・調理・庭の手入れ・ごみ出し等、日常生活上の様々な援助を行う支え合いサービス事業を実施します。

(8) ファミリー・サポート・センターの運営【 町（子育て共生課）受託事業 】

小学校卒業までの子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）の相互援助活動を支援し、活動を通して子育てが安心して出来る環境づくりを進めるため、ファミリー・サポート・センターの運営を行います。

(9) 生活支援体制整備事業【 町（高齢者いきいき課）受託事業 】

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、日常生活のちょっとした困りごとを地域で支え合う体制づくりを推進します。この事業の調整役として、引き続き生活支援コーディネーターを配置します。

また、上里町と株式会社カスミが締結した「地域の見守りと買い物支援活動推進に関する協定」に基づき、令和6年6月より事業を開始している移動販売の定着に向けた支援を引き続き行います。高齢者等の外出機会の確保、地域でのコミュニティ構築につなげ、在宅での生活が安心して継続できるよう、行政や地域の組織と連携しながら取り組んでいきます。

(10) 訪問介護事業・居宅介護事業

介護保険法及び障害者総合支援法の趣旨に従い、保健・医療、福祉等の各機関との連携を図りながら訪問介護サービスの提供を行い、自立した生活を営むことが出来るよう支援し、利用者の生活の質の向上を図ります。予防的視点及び認知症ケア・自立支援ケアを担う専門職としての研鑽にも努めていきます。

また、ICTを効果的に活用し、事務効率の向上を図ります。

(11) 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき、要支援・要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることが出来るように、医療機関、地域住民・関係団体、介護サービス事業者と連携し、適正なケアマネジメントを実施します。

介護を必要とする方が、自宅で自立した生活をするための適切なサービスが利用出来るように、介護支援専門員が心身の状況や生活環境、利用者本人や家族の意向を確認し、ケアプランの作成、ケアプランに位置付けたサービス事業所等との連絡調整を行います。

また、支援が困難な事例を紹介された場合においても、受入れを行えるよう、地域包括支援センターとの連携を常に図っていきます。

(12) 赤十字事業【日本赤十字社埼玉県支部上里町分区の運営等】

区長会及び行政区役員等のご協力により、日赤活動資金の募集を推進します。(5月)
また、救急法等短期講習会の開催、災害時を想定した炊き出し訓練の実施、奉仕団活動の推進、奉仕団員資質向上のための視察研修等を行います。

(13) 共同募金事業 【埼玉県共同募金会上里町支会の運営等】

区長会及び行政区役員並びに社会福祉法人等のご協力により、赤い羽根共同募金の推進(10月)、歳末たすけあい募金運動の推進(12月)を行います。なお、赤い羽根共同募金配分金については、地域福祉を目的とした事業等を実施し、歳末たすけあい募金配分金については、町内の生活困窮者支援等に活用します。